答 弁 第 一 四 二 号 平成三十一年四月二十六日受領

内閣衆質一九八第一四二号

平成三十一年四月二十六日

国 務 大 臣 内閣総理大臣臨時代理

菅 義

偉

衆 議 院議長 大 島 理 森 殿

衆議院議員早稲田夕季君提出ピアサポーター研修に関する再質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

一及び二について

障害者政策委員会においては、 御指摘の 「精神障害者の家族を代表する団体に所属する委員」のみなら

ず、 精神障害を有する専門委員を始めとした様々な障害に関する知識経験を有する委員及び専門委員が参

画した上で、 御指摘の 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を含む「障害者基本計 画

(平成三十年三月三十日閣議決定)に基づく施策の実施状況の監視等の事務を行っているところであり、

同委員会における現在の委員等の構成については、 同計画にいう「障害者の政策決定過程への参画を促進

する観点」、さらには障害者基本法 (昭和四十五年法律第八十四号)第三十三条第二項後段にいう「政策

委員会が様々な障害者の意見を聴き障害者の実情を踏まえた調査審議を行うことができることとなるよう」

にする観点から、問題がないものと考えている。